

平成29年度 農業経営支援アドバイザー派遣事業 実施要領
(国庫補助事業)

第1 事業の目的

平成29年3月に策定された「山形県農林水産業振興計画」及び「第3次農林水産業元気再生戦略」では、本県農業を牽引する競争力の高い経営体の育成に向けて、経営力の向上及び農業経営の法人化を推進することとしている。

そのため、農業経営力向上支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）及びこの要領の定めるところにより、山形県農業経営発展支援協議会（以下「協議会」という。）が法人化や経営改善・発展、経営継承に関する課題を抱えている認定農業者及び集落営農組織（以下「経営体」という。）を支援することを目的に、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を農業経営支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として派遣するものである。

第2 支援の対象者

支援の対象者は、以下の課題を抱えている経営体とする。

- (1) 法人化
- (2) 経営改善・発展及び融資相談
- (3) 経営継承

第3 支援の内容

支援の内容は、第2の課題に係る計画の策定及び必要な手続きに関するアドバイザーからの経営体に対する個別の指導・助言とする。

第4 派遣するアドバイザー

派遣するアドバイザーは、別紙「一般社団法人山形県農業会議アドバイザー名簿」に登録されている専門家または登録が予定されている専門家とする。

第5 派遣までの手続き

- (1) 派遣の申込み

アドバイザーの派遣を希望する経営体は、各総合支庁に設置している農業経営支援チーム（農業技術普及課を経由のうえ農業振興課）に、農業経営支援アドバイザー派遣申込書（様式第1号）及び財務諸表等^(※)を提出する。

※ 財務諸表等

- ・ 青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの
- ・ 農業経営改善計画認定申請書及び認定書の写し（認定農業者の場合のみ）
- ・ 定款の写し（法人の場合のみ）

- (2) 派遣の要請

農業経営支援チーム（農業振興課）は、様式第1号及び財務諸表等を取りまとめるうえ、一般社団法人山形県農業会議（以下「農業会議」という。）に送付し、アドバイザーの派遣を要請する。

(3) 派遣の検討

農業会議は、農業経営支援チーム（農業振興課）と協議のうえ、アドバイザーの派遣の可否を検討する。

(4) 派遣の決定・通知

農業会議は、農業経営支援チーム（農業振興課）及びアドバイザーと協議のうえ、派遣の日時及び場所を決定するとともに、アドバイザーに派遣を依頼する。

農業経営支援チーム（農業振興課を経由のうえ農業技術普及課）は、経営体に派遣の日時・場所及びアドバイザーを通知する。

(5) 経営体からの負担金の徴収

農業経営支援チーム（農業振興課）は、負担金（年度の初回のみ2,000円）について、歳入調定を行うとともに、経営体へ納入通知書を送付する。

経営体は、初回のアドバイザーの派遣を受けるまでに、負担金を納入する。

(6) アドバイザーの派遣

農業会議は、アドバイザーに派遣の日時・場所を改めて依頼する。

アドバイザーは、農業会議からの依頼を踏まえ、経営体への指導・助言を行う。

農業会議及び農業経営支援チーム（農業振興課または農業技術普及課）は、経営体が適切な指導・助言を受けることができるよう、アドバイザーの派遣先に同行する。

第6 派遣後の手続き

(1) アドバイザーからの報告

アドバイザーは、派遣の依頼を受けて経営体へ指導・助言を行った都度、その概要について農業経営支援アドバイザー派遣実施結果報告書（様式第2号）により、農業会議に報告する。

(2) 経営体からの報告

経営体は、派遣を受けてアドバイザーから指導・助言を受けた都度、その概要について農業経営支援アドバイザー派遣実施結果報告書（様式第3号）により、農業経営支援チーム（農業技術普及課を経由のうえ農業振興課）へ報告する。

農業経営支援チーム（農業振興課）は、様式第3号を取りまとめのうえ、農業会議に報告する。

(3) アドバイザーからの計画等の提出

アドバイザーは、各経営体に対する全体の指導・助言が終了した場合には、計画書等^(※)を作成・添付のうえ、農業会議に提出する。

※ 計画書等

- ・ 法人化の場合 :
法人設立から経営安定に至るまでの工程をまとめた法人化計画
- ・ 経営改善・発展及び融資相談の場合 : 経営改善計画
- ・ 経営継承の場合 : 経営継承計画及び指導報告書

(4) 経営体からの成果品の提出

経営体は、アドバイザーからの全体の指導・助言が終了した場合には、アドバイザーの派遣を受けて作成した成果品^(※)を農業経営支援チーム（農業技術普及課を経由のうえ農業振興課）に提出する。

※ 成果品

- ・ 定款及び就業規則等（法人化の場合のみ）

農業経営支援チーム（農業振興課）は、成果品を取りまとめのうえ、農業会議に提出する。

(5) 経営体へのフォローアップ

農業経営支援チーム（農業技術普及課）は、アドバイザーの派遣が終了した経営体の経営状況について、別に定めるところによりフォローアップを行う。

第7 アドバイザーに対する謝金及び旅費

農業会議は、第6の（1）及び（2）による報告が行われたことを確認したうえで、アドバイザーに対して謝金及び旅費を支払う。

附則：この要領は、平成29年5月1日から施行する。